



福岡県医第1700号(地)

平成22年11月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成22年度調理師業務従事者届について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、多数人に対して飲食物を提供する飲食店等において、調理の業務に携わる調理師の資質の向上を図るため、調理師法第5条の2に基づき2年に1度実施されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 届出義務者

多数人に対して飲食物を調理して供与する福岡県内の施設又は営業で、厚生労働省令で定めるもの(下記(1)(2))において調理の業務に従事する調理師

- (1) 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、
その他多人数に飲食物を調理して供与している施設
- (2) 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

2. 届出内容

平成22年12月31日現在における氏名・住所その他省令で定める事項

3. 届出先

- (1) 福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市の方
福岡県庁保健医療介護部健康増進課健康栄養係
- (2) 上記以外の方
福岡県の各保健福祉(環境)事務所

4. 届出方法

別添実施要領のとおり



公印省略

22健第3203号
平成22年11月4日

各関係団体の長 殿

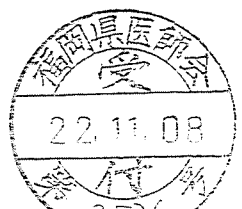
保健医療介護部健康増進課長
(健康栄養係)

平成22年度調理師業務従事者届について

このことについて、別添実施要領により実施しますので、貴団体会員等関係者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、従事者届についての案内は、各保健福祉（環境）事務所または保健所等で配布するようにしております。

おって、他の関係機関については、別紙一覧表のとおり通知しております。



平成22年度調理師業務従事者届実施要領

1 目的

近年における国民の食生活は外食依存の傾向を深めており、多数人に対して飲食物を提供する飲食店等において、調理の業務に携わる調理師の資質の向上を図ることが、従来にもまして重要になってきている。

このため、調理師法第5条の2に基づき2年に1度の調理師業務従事者届により、就業する調理師の状況を把握し、調理師の資質向上、ひいては国民の食生活向上を図るものである。

2 届出義務者

多数人に対して飲食物を調理して供与する福岡県内の施設又は営業で、厚生労働省令で定めるもの（下記（1）（2））において調理の業務に従事する調理師

- （1）寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食物を調理して供与している施設。
- （2）飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業。

3 届出内容

平成22年12月31日（金）現在における氏名・住所その他省令で定める事項

4 届出様式

調理師法施行規則第4条の2第3項で規定する様式とする。

5 届け出先

福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市の方

福岡県庁保健医療介護部健康増進課健康栄養係

上記以外の方

福岡県の各保健福祉（環境）事務所

6 届出方法

- （1）原則、電子申請とし、電子申請のできない場合に限り用紙で受け付けること。
- （2）平成23年1月15日まで「5 届出先」で受け付けること。
- （3）郵便による届出は、平成23年1月15日までの消印があるものに限り受け付けること。
- （4）電子申請の案内または所定の用紙は、最寄りの保健福祉（環境）事務所等（保健所等）で配布すること。

7 その他

届出手続等の問い合わせは、就業地を管轄する保健福祉（環境）事務所または福岡県保健医療介護部健康増進課健康栄養係（Tel 092-643-3269）に対して行うこと。

● 関係団体一覧

- (1) 社団法人 日本技能調理士協会
- (2) 福岡市調理師連合会
- (3) 社団法人 福岡県食品衛生協会
- (4) 福岡県旅館・ホテル生活衛生同業組合
- (5) 福岡県料理業生活衛生同業組合
- (6) 福岡県飲食業生活衛生同業組合
- (7) 福岡県すし商生活衛生同業組合
- (8) 財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター
- (9) 社団法人 福岡県料飲業生活衛生組合連合会
- (10) 福岡県鮮魚商組合連合会
- (11) 社団法人 福岡県栄養士会
- (12) 社団法人 福岡県食生活改善協会
- (13) 社団法人 福岡県医師会

調理師業務従事者届

福岡県知事殿

(平成 22 年 12 月 31 日現在)

ふりがな				性 別	男	女
氏 名				年 齢	歳	
本籍地都道府県名 (国 籍)						
住 所	〒					
電 話 番 号						
調理師名簿 登 録	登録を受けた 都 道 府 県 名		登録番号	第	号	
	登録年月日	昭和 平成 年 月 日				
業務に従事す る場所	1 寄宿舍		8 飲食店営業			
	2 学 校		9 魚介類販売業			
	3 病 院		10 そうざい製造業			
	4 事業所		11 その他			
	5 社会福祉施設					
	6 介護老人保健施設					
	7 矯正施設					
	所 在 地	福岡県				
	電話番号					
	名 称					
備 考						

(注意) 該当する文字または数字を○で囲んでください。

調理師の皆様へ

平成22年12月31日現在、調理業務に従事している調理師は、
「就業届」を出すことを義務付けられています。

近年、国民の食生活における「外食」の利用が高まっており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割がますます重要になってきています。

このため、調理師法の一部が改正され、就業する調理師の「届出制度」が平成6年度より開始されました。届出は2年おきに行うこととなっています。（過去届出された方も届出されますようお願いいたします。）

調理師法

第5条の2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年度の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

● 届出が必要な調理師

福岡県に所在する次の施設等において、調理の業務に従事している調理師免許を有している調理師

- 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設
7 矯正施設 8 飲食店営業 9 魚介類販売業 10 そうざい製造業 11 その他

● 届出の時期

平成22年12月31日現在の状況を、

平成23年1月15日までに福岡県のHPから電子申請にて報告してください。

※電子申請の方法については別紙参照のこと

※原則、電子申請にて報告してください。インターネットの環境がない場合のみ、用紙での届出も受け付けます。福岡県内の保健福祉（環境）事務所まで郵送または持参してください。

※福岡県内の保健福祉環境事務所等の所在地・電話番号は裏面に記入しています。

お問い合わせもこちらへどうぞ。

●「調理師業務従事者届」の届出先（郵送・持参の場合のみ）

福岡県庁または福岡県の保健福祉（環境）事務所

保 健 所	郵便番号	住 所	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課	816-0943	大野城市白木原3丁目5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5583
粕屋保健福祉事務所 健康増進課	811-2312	粕屋郡粕屋町大字戸原235-7	092-939-1534
糸島保健福祉事務所 健康増進課	819-1112	前原市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-1439
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	811-3436	宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-2366
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課	820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4972
田川保健福祉事務所 健康増進課	825-8577	田川市大字伊田松原通り3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9345
北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-3964
南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	832-0823	柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2185
京築保健福祉環境事務所 健康増進課	824-0005	行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2690

●この届出に関するお問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課（TEL：092-643-3269）

調理師の皆様へ

平成22年12月31日現在、調理業務に従事している調理師は、
「就業届」を出すことを義務付けられています。

近年、国民の食生活における「外食」の利用が高まっており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割がますます重要になってきています。

このため、調理師法の一部が改正され、就業する調理師の「届出制度」が平成6年度より開始されました。届出は2年おきに行うこととなっています。（過去届出された方も届出されますようお願いいたします。）

調理師法

第5条の2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年度の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければいけない。

● 届出が必要な調理師

福岡県に所在する次の施設等において、調理の業務に従事している調理師免許を有している調理師

- 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設
7 矯正施設 8 飲食店営業 9 魚介類販売業 10 そうざい製造業 11 その他

● 届出の時期

平成22年12月31日現在の状況を、

平成23年1月15日までに福岡県のHPから電子申請にて報告してください。

※電子申請の方法については福岡県庁HPまたは別紙参照のこと

※原則、電子申請にて報告してください。インターネットの環境がない場合のみ、用紙での届出も受け付けます。用紙で提出される方は福岡県保健医療介護部健康増進課健康栄養係まで郵送または持参してください。

※調理師業務従事者届の送付先または問い合わせ先

〒812-8577

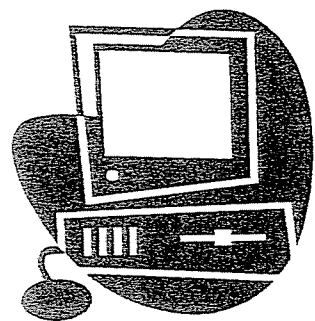
福岡市博多区東公園7番7号（住所記載省略可）

福岡県保健医療介護部健康増進課健康栄養係（TEL：092-643-3269）

「調理師業務従事者届」 はインターネットをご利用ください！

※受付期間：平成23年1月4日（火）～平成23年1月15日（土）予定

- いつでも・どこからでも簡単な手順でご利用いただけます
24時間365日、インターネットを利用できるパソコンがあればご利用いただけます（※）。
初めて利用するときにはユーザ登録を行っていただければ、あとは報告の内容を画面で入力して送信するだけです。（電子署名等は不要で、画面で必要項目を入力するだけで完了します。）
窓口への提出や郵送の手間がかからず、受付の状況を確認できるのでとても便利です。



※必要な動作環境

ハードウェア要件
・CPU：Intel Pentium II 400MHz 以上
・メモリ：128MB 以上
・ハードウェアの空き容量：200MB 以上
ソフトウェア要件
OS
・Microsoft Windows XP (SP3)
・Microsoft Windows Vista, (SP1)
ブラウザソフト
・Microsoft Internet Explorer 6 (SP1, SP2)
・Microsoft Internet Explorer 7

- 安心してご利用いただけます
申請者本人であることの確認、情報漏えい防止等個人情報保護に配慮したシステムですので安心してご利用いただけます。

- 操作方法に関するお問い合わせ先

福岡県統合ヘルプデスク

電話番号（直通） 092-631-1056

※ 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）のAM8:30～PM6:00

E-mail ken_help@vself.coara.or.jp

※ 手続・制度に関するお問い合わせは、保健医療介護部 健康増進課 健康栄養係

電話番号（直通） 092-643-3269 まで

●他にもいろいろな手続のインターネット受付や様式ダウンロードサービスを行っています。

- ・各種イベント、プレゼント応募など（インターネット受付中）
- ・調理師免許証再交付申請、調理師名簿訂正・調理師免許証書換交付申請 など
（様式ダウンロードサービス）

詳しくは、福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> から

「県への申請・様式ダウンロード」をご覧ください

インターネット利用の手順

- ① 福岡県ホームページのトップ画面

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) から

オンラインサービス「県への申請・様式ダウンロード」をクリックします。

はじめての方・・・②へ

2回目以降の方・・・④へ

※ ユーザID/パスワードをお持ちの方は④へ進んでください。

※ ユーザ情報に変更がある場合は、このページの一番下の説明をご覧ください。

- ② はじめて利用する方は、「申請・届出の手続をする（インターネット申請）」の「はじめての方（ユーザ登録はこちら）」をクリックしてください。

- ③ 「インターネット申請・届出の手続をするには」の流れに従って

- ・動作環境の確認
 - ・ユーザ情報登録とID/パスワードの取得
- をしてください。

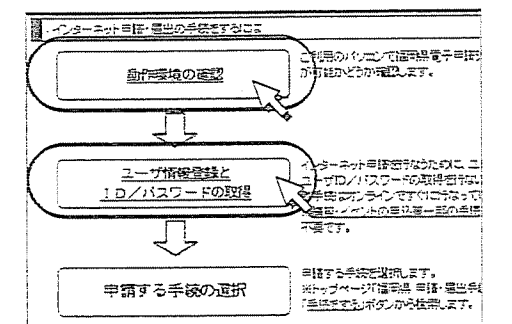
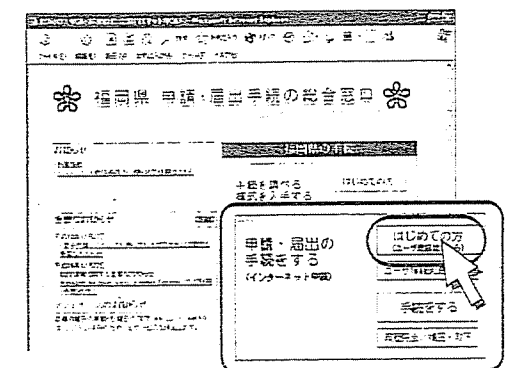
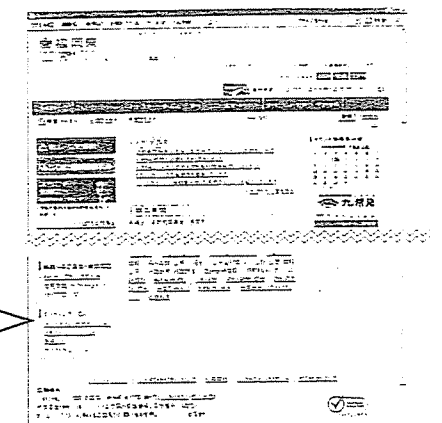
※ ID/パスワードは、希望するものをユーザ情報と同時に画面上で登録していただきます。処理が完了すると、登録していただいたメールアドレスに「＜福岡県電子申請＞ユーザ情報登録のお知らせ」が届きます。

終わったら、右ページ最下部の「戻る」ボタンで

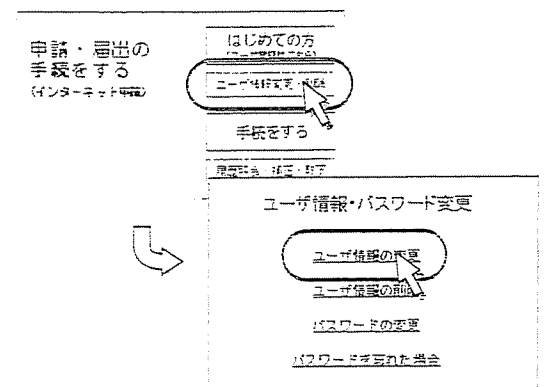
「福岡県 申請・届出手続の総合窓口」に戻ります（②の画面です）。

- ユーザ情報に変更があったら・・・

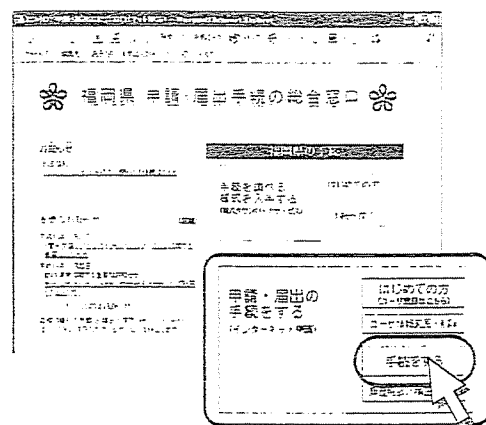
既にユーザ登録済の方で、住所標記の変更、連絡先担当者等の変更があった場合は、④以降の操作（申請データの編集）をする前に、「申請・届出の手続をする（インターネット申請）」の「ユーザ情報変更・削除」から、「ユーザ情報の変更」をしてください。



- ※ ID/パスワードは、忘れないよう管理してください。
- ※ 登録するメールアドレスは、入力誤りがないよう、十分に確認してください。

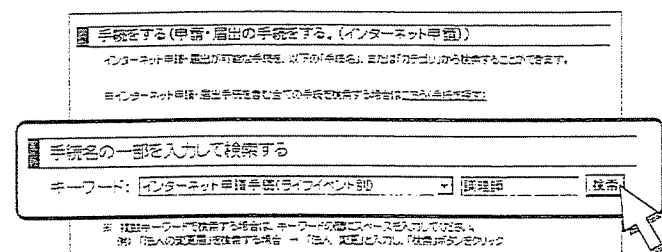


④ 「申請・届出の手続きをする（インターネット申請）」の「手続きをする」ボタンをクリックします。



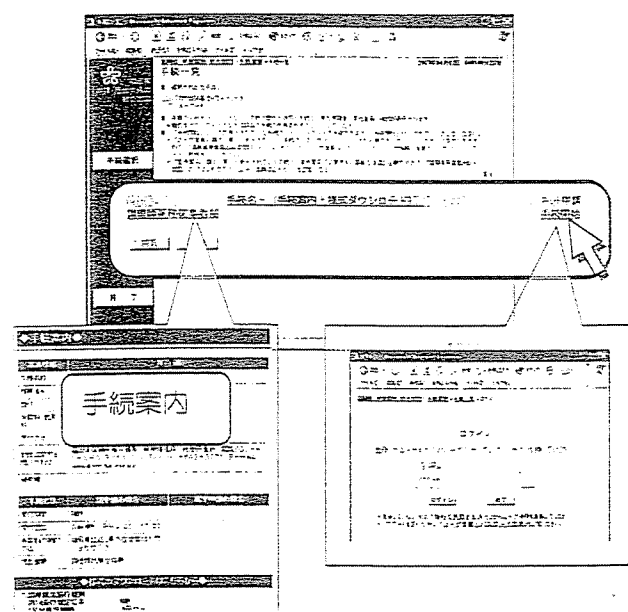
⑤ 次の画面が表示されたら、「手続き名の一部を入力して検索する」の入力欄に、手続き名称の一部を入力して「検索」ボタンをクリックします。

例：調理師



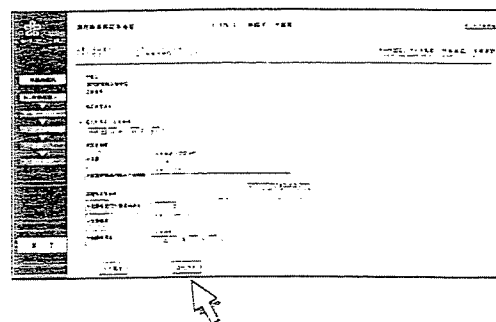
⑥ 入力した言葉を名称に含む手続きが一覧で表示されますので、「手続き開始」リンクをクリックします。

※ 手続き名称をクリックすると、該当の手続きの説明画面を表示します。



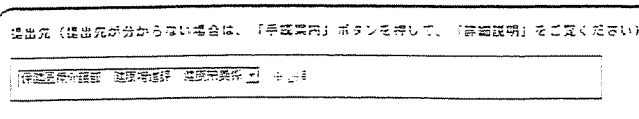
ログイン後、続いて表示される「選択手続き確認」画面で手続き名を確認し、「編集開始」ボタンをクリックしてください。

⑦ 「申請データ編集」画面が表示されますので、必要事項を入力して「次へ」進みます。

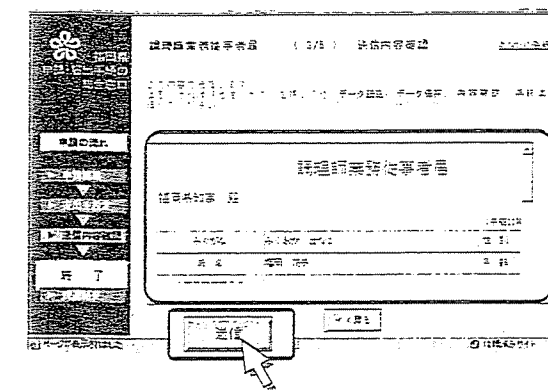


スクロールして最後まで入力します。

⑧ 続いて、「提出先と添付書類の設定」画面が表示されますので、提出先「保健医療介護部 健康増進課 健康栄養係」を確認して次へ進みます。
※添付書類は必要ありません。



⑨ 最後に表示される「送信内容確認」画面で入力した内容を確認し、「送信」ボタンをクリックします。



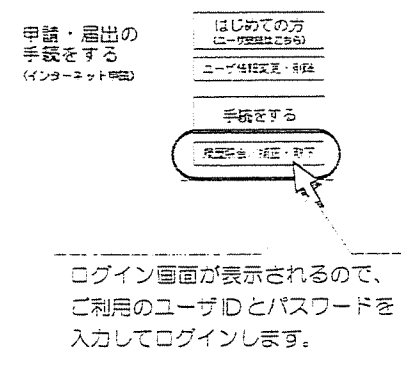
送信した報告書が福岡県に届いたら、「送信いただいた申請データは、福岡県に到達しました。」というタイトルの画面が表示されます。
以上で、報告書の送信は完了です。

■ 福岡県での受付処理が終わったら・・・

受付が終了したことをお知らせするメール「受付処理終了のお知らせ」が届きます。
(数日かかることがあります。)

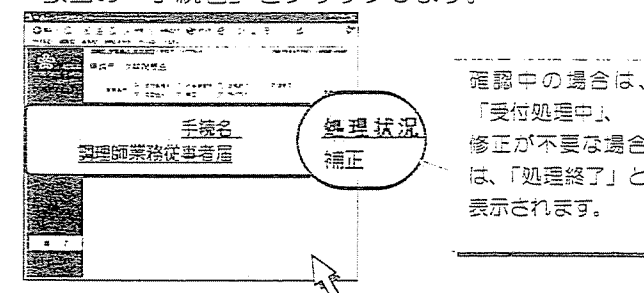
ただし、提出内容に訂正が必要な場合は、「補正通知発行のお知らせ」というメールが届きます。
この場合、まだ受付処理は終わっていませんので必要箇所を修正して再度報告を送信してください。
手順は次のとおりです。

●「履歴照会／補正・取下」からログインします。



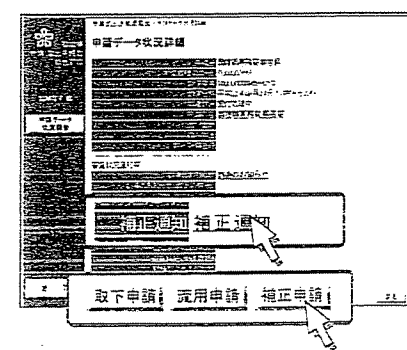
ログイン画面が表示されるので、ご利用のユーザIDとパスワードを入力してログインします。

●「処理状況」を確認し、「補正」となっていたら該当の「手続き名」をクリックします。



確認中の場合は、「受付処理中」、修正が不要な場合は、「処理終了」と表示されます。

●「補正通知」の内容を確認し、「補正申請」ボタンをクリックします



●「申請データ編集」画面が開きますので、該当箇所を修正して、送信します。



操作方法に関するお問い合わせは、「福岡県統合ヘルプデスク」まで。

電話番号（直通）092-631-1056 ※ 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）のAM8:30～PM6:00



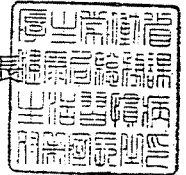
健習発0910第1号

平成22年9月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室長



調理師就業届出制度の周知徹底について

標記届出制度は、国民の食生活の外出依存傾向が強まる中、飲食店等において調理業務に携わる調理師の資質向上を図るため、その就業地等を把握することにより、調理師の資質向上のための研修事業等の実施の円滑化を図り、国民の食生活の向上を図る目的で、調理師法第5条の2に基づき平成6年度から2年ごとに実施されています。

就業調理師の届出数は、平成6年の34万人台から、平成20年では25万人台にまで減少し、都道府県別の就業調理師届出数の推移の増減にも大きな違いがみられます。また、就業場所別では、飲食店営業に従事する調理師届出数の減少が著しい傾向にあります。

各都道府県におかれましては、調理師を対象とした各種研修会の機会や、免許交付時の伝達等を通じて、本届出制度の周知徹底をお願いいたします。

なお、その周知にあたっては、就業届出用紙を各自治体ホームページに掲載して郵送のみで届出が完了する方法など、届出の利便性を高める工夫を図っていただきますよう、あわせてお願いいたします。

また、別添のとおり、調理関係団体に対する所属会員への本届出制度の周知徹底について国から協力依頼を行っておりますが、各都道府県におかれましても、管内調理関係団体に対して、本届出制度の周知徹底をあわせてお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室栄養管理係 野口、増田

TEL : 03-5253-1111 (内) 2972, 2344

FAX : 03-3502-3099

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、調理師の就業届出につきましては、平成6年度から調理師法第5条の2に基づき2年ごとに実施されておりますが、この間、本届出制度の実施に格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

本届出制度は、国民の食生活の外食依存傾向が強まる中、飲食店等において調理業務に携わる調理師の資質向上を図るため、その就業地等を把握することにより、調理師の資質向上のための研修事業等の実施の円滑化を図り、国民の食生活の向上を図る目的で実施されています。

平成6年の制度開始以降、就業調理師の届出数は一度も増加することなく、平成6年の34万人台から平成20年では25万人台にまで減少し続けています。特に、飲食店営業に従事する調理師届出数の減少が著しい傾向にあり、都道府県別の届出数の増減の状況にも違いがみられます。このままでは調理師の就業状況の実態を把握することができず、本制度の維持が困難となるおそれもあります。

今年度は、貴団体が開催する研修会や会報等で就業届出制度の周知徹底を図るとともに、各都道府県と連携し、本届出制度の適正な実施に向けて、例年以上の特段の御協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、各都道府県への本届出制度の周知徹底について協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

敬 具

平成22年9月10日

(調理師関係団体長) 殿

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室長
宮 寄 雅 則